

専門書よりもまずは、相談。

経営安定特別相談室(倒産防止特別相談事業)のご案内

経営安定特別相談室とは…

【目的】倒産の恐れのある中小企業から事前に相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じ、また倒産防止が困難とみられる企業については、円滑な整理を図ることにより、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止する事をおもな目的としています。

ご相談を受けますと…

相談室では、商工調停士を中心に弁護士、公認会計士等の各分野の専門家が、相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い、倒産防止の対応策を検討します。

【対応策】

- ◆債権者など関係者への協力要請
- ◆手形処理、事業転換などの指導・助言
- ◆倒産防止が困難と見られる場合の円滑な整理方法、法的手続きなどの指導・助言



ご相談は、できるだけお早めに

ご相談についての費用はすべて無料です。ただし、民事再生、自己破産などの法律手続を弁護士に委任するような場合は、相談者の負担となります。

ご相談は、できるだけお早めに

まだなんとかなる…もう少しガンバレば…と、事業を続けているうちに、事態はより深刻になり、傷口を大きく広げることが少なくありません。不幸にして経営が不振に陥った時は、「早期に適切な手を打つ」ことが倒産を防ぐ重要なポイントです。受注・販売の不振、手形の決済など経営の先行きに不安が生じたら、できるだけお早めにご相談ください。

ご相談の秘密は厳守します!!

ご提供いただく個人情報に関しては、商工会議所、日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会が経営安定特別相談事業を遂行する上で必要な範囲に限り利用いたします。また、個人情報は、情報システムにより厳重に管理されており、第三者への漏洩はございませんのでご安心ください。

上記に関するお申し込みお問い合わせは…

根室商工会議所 経営安定特別相談室

根室市松ヶ枝町2-7 TEL 24-2062 FAX 24-2090